

# 令和8年度小・中・高等学校等における食文化継承推進業務委託 企画提案募集要領

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

## I 募集

### 1 業務名称

令和8年度小・中・高等学校等における食文化継承推進業務委託

### 2 目的

「くまもとふるさと食の名人※」（以下、「食の名人」という。）を小・中・高等学校等へ派遣し出前講座及び探究学習支援等を実施することで、地域の郷土料理に対する理解促進及び次世代へ食文化を伝承することを目的とする。

※「くまもとふるさと食の名人」とは、熊本県の郷土料理について卓越した知識、技術、経験を有し、伝承活動に取り組んでいる人を熊本県知事が認定するもので、平成13年度から認定を始め、令和8年4月1日現在で、262人が活動している。（別添①）

### 3 業務内容

別添「令和8年度小・中・高等学校等における食文化継承推進業務委託基本仕様」のとおり。

なお、この基本仕様は業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

### 4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

### 5 業務の形態

提案公募による随意契約（企画コンペティション）

### 6 業務執行体制

2人を担当者とする。

### 7 成果品

次の成果品を提出する

（1）以下を含む実績報告書（様式任意。紙媒体及び電子媒体の両方にて納品）

ア 委託業務の実施内容

イ 委託業務の成果

エ その他参考資料

（2）基本仕様書3（1）（2）業務で作成した報告書

### 8 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

## 9 契約保証金

熊本県会計規則（以下、「規則」という。）第77条の規定により納めることとする。  
ただし、規則第78条各号に該当する場合は、契約保証金は免除することとする。

## 10 予算額

2,370千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

## II 応募

### 1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与えようとする目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

## 2 応募等スケジュール

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 公告 (県HP)          | 令和8年(2026年)4月7日(火)     |
| (2) 説明会参加申し込み・質問書提出期限 | 令和8年(2026年)4月16日(木)    |
| (3) 説明会               | 令和8年(2026年)4月22日(水)    |
| (4) 企画コンペの参加申込期限      | 令和8年(2026年)5月1日(金)     |
| (5) 企画提案書提出期限         | 令和8年(2026年)5月15日(金)    |
| (6) 結果通知              | 令和8年(2026年)5月21日(木) 以降 |
| (7) 契約内容協議・契約締結       | 令和8年(2026年)6月(予定)      |
| (8) 事業開始              | 令和8年(2026年)7月(予定)      |
|                       | ※契約締結後                 |
| (9) 委託終了              | 令和9年(2027年)3月19日(金)    |

## 3 企画コンペ 募集説明会

- (1) 日 時：令和8年(2026年)4月22日(水) 午前10時00分から
- (2) 開催方法：オンライン開催 (Webex)
- (3) 申 込：参加希望者は、令和8年(2026年)4月16日(木) 午後5時までに、別添様式1「募集説明会参加申込書」をメール、郵送又は持参により提出すること(受付期間内必着)。

## 4 企画コンペ参加申込書等の提出

企画コンペへの参加を希望する場合は、令和8年(2026年)5月1日(金) 午後5時までに、別添様式2「企画コンペ参加申込書」(別記含む)及び別添様式5「事業者の取組に関する申出書」をメール、郵送又は持参により提出すること。

なお、提案書は令和8年(2026年)5月15日(金) 午後5時までに郵送又は持参にて提出すること(何れも受付期間内に必着)。

## 5 質問

今回の業務委託に係る質問は、令和8年(2026年)4月16日(木) 午後5時までに質問書受け付ける。(別添様式4「質問書」をむらづくり課担当あて、メール、郵送又は持参により提出)。(電話による質問には回答できません)。

なお、質問の内容及び県からの回答内容をとりまとめ、募集説明会及び県ホームページにおいて、他の企画応募者にも情報提供する(質問者の社名・担当者名等は明らかにしない)。

## 6 提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書・添付文書(別添様式3)
  - イ 提案書(表紙)
  - ウ 企画書 ※下記の項目は必ず記載すること。

(ア)「食の名人」等を活用した小・中・高等学校等の郷土料理講座の開催  
・コンセプトについて

- ・ 出前授業のイメージ
- ・ 情報発信のイメージ
- (イ) 「食の名人」等を活用した中・高等学校等における探究学習支援の実施
  - ・ コンセプトについて
  - ・ 探究学習支援のイメージ
  - ・ 情報発信のイメージ
- (ウ) 「食の名人」等による親子向け郷土料理講座の開催
  - ・ 企画概要
  - ・ 実施イメージ
  - ・ 広報、集客方法
- (エ) 「食の名人」等による新たな食の名人育成等のための郷土料理講座の開催
  - ・ 企画概要
  - ・ 実施イメージ
  - ・ 広報、集客方法

#### エ スケジュール

オ 経費一覧（業務内容に対し見積価格が適当であるか判断するため、可能な限り詳細に記載すること。）

#### カ 体制図

※委託業務に係る標準仕様 別記2「個人情報取扱特記事項」第4及び第7に定める個人情報保護責任者、作業従事者及び作業場所の予定を体制図に記載すること。

#### キ プロジェクトリーダー略歴

#### ク 類似業務実績書

※ア以外の様式は自由。原則A4版で作成。ア及びイ以外にページ番号をつけること。

(2) 提出部数：6部（正1部、副5部）

(3) 受付期間：令和8年（2026年）4月23日（木）から5月15日（金）

午後5時まで

(4) 提出先：「IV その他」に記載のむらづくり課担当あて

(5) 提出方法：持参又は郵送による（受付期間内に必着のこと）

### Ⅲ 選定

#### 1 選定方法

企画コンペ参加者から提出のあった企画提案書の内容について、審査員が「審査基準」に基づき審査を実施することとし、最も評価の高い者を契約の相手方として選定する。

なお、審査は企画提案書の書面審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

【審査基準】

項目	確認内容
Ⅰ 普及・啓発、 企画内容	目的及び仕様書に沿った内容になっているか。
	手法は、効果的・効率的で、実行可能な内容になっているか。
Ⅱ 追加提案	目的に資する追加提案があるか。
Ⅲ 実施体制及び スケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	全般的に合理的で妥当なスケジュールとなっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
Ⅳ 事業者の取組	過去の類似業務の実績はあるか。
	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）はあるか。
	③協力雇用主登録制度に登録しているか。
	④事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（業務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）はあるか。
	⑤熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。
	⑥熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。
⑦パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	

2 採否の通知

選定審査会終了後、応募者へ速やかに通知する。

3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

Ⅳ その他

1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】熊本県

【事務局】熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】山口、林田

TEL：096-333-2378

メール：yamaguchi-m@pref.kumamoto.lg.jp

## 2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- (5) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを執行する。
- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるため、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (8) やむを得ない事情で、採用された企画内容について実施が不可能と判断されたときは、提案者と協議のうえ委託業務の内容を変更する場合がある。